

津藩史稿 第十四卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇二三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第四章 第四代高睦

第一節 継嗣問題

第二節 高睦時代概観

第三節 殺生禁の影響

第四節 卒去

第五章 五代高敏

第一節 目付の来藩

第二節 駿相復興工事助役

第三節 高敏時代概観

第四章 第四代高睦

高睦、初名高政、次ぎて高近に改め遂に高睦に作る。幼名正助、後に庄助と改む。第二代高次の第五男にして寛文七年閏二月四日江戸染井の邸に生る。母は伊豆の人平徳右衛門の女松林院殿なり。前代高久の季弟にして高久より少きこと二十八歳なりしか、高久に子なかりしかば貞享二年十月七日養はれて嗣となる。時に齡十九歳なり。此時始めて將軍綱吉に謁し、其の十二月廿八日四品に叙し大学頭と更名す。元禄十六年六月十日高久の遺領を

相續し、其の十二月廿一日侍従に任ぜられ、
 宝永二年五月和泉守に改む。五年十月九日病
 みて津城に卒す。享年四十二歳、寒松院に葬
 り大享院独山高真権大僧都と諡す。十九日幕
 使奏者番松平兵庫頭乗紀を以て賻銀三百枚を
 遺らる。夫人は小笠原右近将監忠雄が女、名
 は於義桂林院殿。二男二女ありしも皆早世して後な
 かりしかは、久居藩主故藤堂高通の子正助を
 養ふて嗣となす。即ち第五代高敏なり。

高睦

男
大助

元禄四年二月二日生干東武染井。母は正室桂林院殿。
 元禄十年正月十三日没。七歳

女
美代

(後竹) 元禄五年九月六日生干東武染井、母同前。
 元禄十年二月十日没。六歳

男	女
長太郎	藤
元禄十五年閏八月十七日生干津城。母同前	元禄十三年三月生干津城。母は侍妾岡部氏。
元禄十六年五月没。二歳	同年八月没。

第一節 継嗣問題

高睦紹封の初、佐伯友之進を藩に遣はして
家令に令する所あり。其の請書に云く、

一生類哀みの事並殺生の儀御公儀向御法
度の儀被仰候通奉畏候弥念入可申付候
一免極之儀郷中痛不申候様に可申談候
一衣服改の儀きわどく迷惑不仕候様に可
申合候

一造酒之儀弥増不申候様に念入可申付候
一制札之儀御意次第改建直し可申候

一籠舎者之儀いたわり勞可申旨奉畏候

一寺社方本寺改の儀先年相済以後は無之
筈に御座候

一枅金印之儀御意次第改可申候委細別紙
に書付申候

右之通一々奉畏存候宜被仰上候已上

元禄十六年十一月江戸に地震ありて、生母平井氏の第舎毀損す。平井氏之れが為めに高睦の津城内館舎の危険を憂慮し、高睦をして藩老に命を伝へて、本丸の東南濠外に別館を建築せしめて、平日の処となさしめたり。是れ即ち対面所と名づけし館舎なりしが、後には廃毀せられたりき。寛永元年四月高睦始めて

就国の命を受け、五月江戸を発して日光に賽し、それより便路中山道を経て、二十九日津城に着し対面所に入る。七月城代に政務を令す。

其の要次の如し。

御意

男女奉公人の儀仁右衛門に御意被成候

通弥念入可申候

門より内へ乞食入れ申間敷候

門より内へ比丘尼入れ申間敷候

請なしの質取申間敷候

殺生仕らせ申間敷候

当年の酒造追付可申参候弥念入可申候
酒屋迷惑仕候分不苦候 酒少くなり候
様にと公儀より思召候 酒造りかけ又
は隠し候様に仕らせ申間敷候

諸事念入可申候

以上

宝永中、藩の職制の一部に改正を加へ、加判
用人を置きて家老の事務に参与し、其の公文
署判に参加せしめ、別に側用人を置きて藩主
が身邊の使令に供ぜしめ、寺社奉行を置きて
社寺と街市とを総管せしめたり、こゝに於て
奉行は寺社町奉行、郡奉行、普請奉行、作事

奉行の四職相並びて之を四奉行と称したり。
こは高睦の没後旧制に復し、寺社町奉行と加
判奉行と称し、側用人の職は廃止せられたり。
高睦が任用の人物には朱雀頼母、成瀬平馬等
の異材ありしも、高睦が在職年数短くして其
の間には未だ地位を得ず 独り蘆川清太夫あ
りて民政に従事したりしが、其の事蹟は。著
明ならず。

芦川清太夫は四奉行の時の町奉行也。或
時老衆前にて談話の時、座はりながら足
にて拍子を取りたり。年寄衆の内より、
『ヤヤ清太夫拙者共の面前にて足にて拍

子を取る事は如何』と申されしに、『介者は不拝、論に無礼にて御座候』とて、怡然としてありしとぞ。常は町人を集めて囲碁を慰としてありぬ。或人諫めて、『役柄にて町人を集め申さる事遠慮あるべきや。重役衆にも内々不審の由也』と申せしに、清太夫心には今少し碁の打ち様こそ足らず候へ、町家の者を集めて朝暮碁を打つ程、御領下静謐はなしと答也。其頃の博識にて老荘に委しく、能書の誉れある人也

赤穂四十七士復仇の節、其の事東都より

聞へ諸役人取り／＼感称のみなり。其中
に芦川清太夫前後黙してありければ、可
静軒『如何に清太夫は何とも申されず、
別に所存にても候哉』と尋ねの時、『いや
別に所存は無御座候、主人を殺され候て
は、家来の身にては腹立うちの事に候』と
答へけるとそ。如何さま此答こそ良雄か
知己なるべし

真言坊主目安を漢文に認め出しければ、
清太夫見て、斯かる六かしき文体にては
合点参り難し、日本流の俗文にて認出し
可然と差図の時、坊主あざ笑ふて、此文

字が読ぬ兼ね裁許なされ難きとは、御奉行に不似合の事なり。いで講釈いたし聞かせ申すべしとて、一々申弁じたと也。

其上にて清太夫申すは、役人へ対し以ての外不敬沙汰の限り也。漢文に認むる程ならば、今少し吟味の上、認め出すべき事也。いで其訳申聞べし、先此処の助字は衍也、爰は錯置、爰は転倒、此処如此にては一向文理を為さず、此所は真言の旨と齟齬なりなど、明白に非を指し示して、斯様に未熟の文章を志たゝめ、役人を困らせ、非公事を申くろめし造意沙汰

の限り也と叱りければ、坊主慚愧畏懼して退きけると也。（以上三件洞津遺聞）

芦川清太夫屢重役に抗言し、膝立直して詰め寄ることあり。重役の或者、可静軒城代に対して彼を叱責すべしと言ふ。可静軒曰く一応尤也、されど彼が抗争するは拙者が説の誤れるを弁するなり。不敬の如くにはあれど、其の君国を思ふ誠意に出づることは明也。是れ宜しく称美すへきことにて、敢て咎めずして言語を開通するは、我等重役の責任ならずやとありければ、重役深く感服せり

（同前取意）

高睦風流にして散樂を嗜む。就国の初、宴を藩士に賜うて能樂を奏すること二日、大小庄屋及び市民の重もなる者を召して縦觀せしめ、又別に散樂を催ふして藩士の母妻に縦觀せしめたり。津城に在るの日は、仁右衛門、出雲、織部、造酒、数馬、隼人、主膳、若原一郎左衛門、藤堂半蔵等の宅に、上野城に在るの日は屢采女、新七郎、玄蕃等の宅に臨みて、酒茶の会を催ふし 又屢久居藩主、一身田門主の邸を訪ひ、或は津府下の神祠を巡拝し、長樂寺に詣り、又曾て名張に赴きて藤堂宮内の

館を訪ひしこともあり。宝永三年には就国の

一 「や（めり）」と読む。

途次、北勢追分駅より西して、加太越を直ちに上野城に入れり。此年八月廿五日津城を発し、南行して小幡に宿し、廿六日山田に至りて外宮を拝し、次ぎて内宮を拝して大太神樂を奏し、此日小幡に還り宿して次日帰城せり。

領内巡視の志ありしも柳沢吉保之を沮みしかば、其の事遂に弭^一めりと云ふ。其の江戸に在るや、屢親しむ所を招請して宴を設け樂を張る、最も柳沢吉保に親しみて其の邸に往来し、將軍綱吉の宴に侍すること亦頻繁にして、屢起ちて舞を奏せり。高睦子なかりしかば、柳

沢吉保は、其の次子を高睦の嗣と為さんと欲し、高睦略之を約諾せしが。藩士の之れを洩聞する者皆服せず、城代藤堂高光強諫して遂に之を沮止せり。

大享院或年御上国の上、年寄衆へ御意には、松濃侯御懇に付て次男を御養子に遣はされたき旨也、少助を養子とするは順当なれと、濃州に対して断りもなり難く略承諾の意を洩せりとの事也。年寄衆いづれも目と目を見合せ、御無用の旨申上しも承引なし、可静軒其後单独にて出仕し、濃州侯より御養子の事は、家中一統

承引せず、斯くては一大事也。必ず先方へ御断り申されよといふ。殿は他事は汝等の言を納るべきも、此事は内約せしなれば今更変替はなり難しと答ふ。可静軒勃然として曰く、御家の大事と知りながら御意に従ふことは成り難し、御聴入なしとならば外に致し方なし、兼て覚悟なれば只今殿の面前にて腹切らんとて諸肌脱げば下には白帷子を着たり。殿も之に驚かれて留められ、如何にも其方申す通りいたすべしと承引せられ、柳沢家へは善きやうに断はられて、此の一埒は済み

たりとぞ。

（洞津遺聞取意）

洞津遺聞の他の一節には 高光独り君前に在りて稟議に時を移ししが、最後に、御前は御一代、御家は末代迄なり、決して仰の如くには相成らず』と、大声叱咤し、其の声室を隔て、轟き渡りしが、其の何事に関してなりしかは知らされと、高光の威望之より高くして挙藩皆服せりとのことを叙し、尚他の節には左の如くにも記せり。

大享院様には別て柳沢侯御念比にて、度々御出会もあらせられ、何かと御家督までも御相談も候ひけるにや。先人度々御

内用御使勤められ候ことや候ひぬとや。

何の御用にや、或時御国より小姓頭にて

御使被仰付、其事御都合よく済ませしに、

可静軒甚御称誉にて此事仕課せられたる

は、当然の御奉公のみならず、御代々様

への忠節にて候と申されしとや。

此事洞津遺聞の外には文献なきも、事實は前

記の如く、吉保の発意にて其の次子を高睦に

薦めしなるべし。蓋し高敏が養嗣となりしは

宝永二年五月なれば、此の問題の起りしは同

年若くは其の前年のことにやあらん。其の詳

細の消息は得て知るべからず。

第二節 高睦時代雜觀

元禄十六年十二月廿三日江戸大震あり。高睦の生母松林夫人の邸舎毀壞せしこと既記の如し。此時江戸城廓内の石垣も亦為めに破損せしかは、高睦は松平吉広、立花鑑任等四人と共に、修理助工の負担を命ぜらる。既に江戸本邸及中邸ともに火災に罹りしかは、修城の役は為めに免ぜられたり。其後宝永五年富士山噴火し武相駿の被害民救恤費として禄高百石に付二匁の割を以て諸侯に課せられ、高睦亦之れを負担す。此外浅草防火使、東叡

山防火使の任命は先代の如く、毎年の例なりしが、其の他には幕府の課役を受けたることなかりき。されど領国の災害は頻繁にして、元禄十六年十一月五日には、伊予町稻荷社前より火を失し、観馬館の書院、台所、茶屋等焼失す。此月晦夜江戸の本邸、中邸、穀倉、中島の倉庫等類焼す。宝永元年五月十五日には、岩田の茅町及立合町失火して百一戸を焼失せしかば、藩は復旧建築費金五百八両一分銀三匁八分五厘を給与す。同二年閏四月十一日寺町上宮寺の隱宅本徳寺より出火し、乙部の民家十八戸を延焼す。同四年九月十七日岩田立

合町再び失火し五十四戸を焼失す。風水の災は、宝永二年二月廿日江戸に『富士南』の突風ありて、我か中屋敷廨舎三十間を壊倒す。同五年七月に伊勢領内に大風雨ありしといふも災況を知らず。震災は既記元禄十六年の江戸地震に次ぎて、翌宝永元年十二月廿六日再び江戸に強震あり、我が深川の倉庫壊倒す。これより後四年、宝永四年十月四日、畿内、東海、南紀、北越の大区に涉りて稀有の大震あり。就中大坂市中の圧死三千六百人、海嘯の為に溺死せし者一万二千余人に上りしといふ。藩の記録に徴するに津府附近の災況次

の如し。

一十月四日晴天、未の中刻、大地震暫く止
み不申、所々家倉潰れ破損多く、其上津
浪参り候とて家中町とも大分騒動仕候事
四日日の内潮のさし引き三度有之候事

御城の内其外御蔵破損

大地震二付所々破損二付、作事方より郷
大工并に夫の儀、追々書付にて申来り、
則ち川北清右衛門方へ申遣し、郷大工共
出し処々相務候事

今度大地震に付浜辺新田堤切れ汐入り候
事

十月四日大地震并高汐二付

郷中破損之覚

一堤切口長五百三十七間

一同破損長七千三百六十八間

一筒二十四内石筒石

一橋六ヶ所

一山落二十ヶ所

一潰家百三十六軒内五軒ハ寺
一軒ハ倉

一半潰家二百十五軒

一砂入水押田二町二反余

一田畑汐入三百九十七町

一塩焼候薪三千三百束流れ申候

右之通十月十日言上す

一部田三郷新田堤切申候二付早速三郷出
合汐留仕候、重ねて高汐に押切追而汐
留仕候

一下部田外浜新田堤切汐留仕候事

一地震高汐にて部田橋落申候に付、当分
川原田の御船御舟手方に預ケ有之候に
付是を遣し船頭は寺社奉行中より浜へ

申付、往来遅滞なき様に渡し申候

追付普請方より前之通り橋掛申候事

一半田橋高汐にて西へ押し寝させ候二付、
春迄延引なり難きに付掛け直し候事

一半田橋掛の事未た汐時差引不同に有之
候故、橋の下に足代仕り、人足共是を
水に入不申候様に仕り、橋台より込み
申候事。

一十月七日より町より五十人郷中より百
人宛出申候同九日より町より百人宛郷
中より百五十人宛毎日出申候

一十一月朔より五十人減じ百人宛出申候
事

日雇米一人一日一升八合宛入申候川北
清兵衛受取夫々遣し候手形、

請取申日傭米之事

合米五十四石九斗五升

（郷人足五千二百七十五人一人二付

一升八合

（勢陽后後）

災況此の外文献の徴すへきものなし。越えて
翌十一月二十三日富士山爆発して宝永山を出
現し、駿遠豆相の被害激甚なり。伊勢、伊賀
も亦灰砂を降らし、雷雨甚しかりしが、其の
詳況に付ては亦文献を存せず。

第二節 殺生禁の影響

慶長十三年藩祖入国し、名張を梅原武政に管せしめ、当時城附法度の第十四項に云く、
『鹿、猪、牛、犬一切喰申間敷事』と。藩の殺生禁は之を最初とす。後ち寛文の初、第二代高次の令に、伊勢は神国なれば、牛の類を喰ふへからすとあり。是等は皆宗教的信仰に基づく禁令にして、殺生を戒むるの主旨に出でしにはあらず。之より先き寛永十一年の津町法度に銃砲、網器の類を用ひて鳥類を捕獲するを禁し、同廿一年の法度に犬猫の飼養を

禁せしは、要するに藩主遊獵の獲物を繁殖せしめ、鷹の餌食を豊富にし、及び犬猫の鷹を害するを予防せしに過ぎず。寛文四年に至り鷹匠、餌刺、及び公許せられたる獵師、并に□藤堂仁右衛門使用の捕鳥者の外、何人たりとも津領内にて鳥を捕ふるを禁し、同九年に至りては、小児の百雀、四十雀の類を捕ふるをさへ嚴禁せり。是亦同前の趣意に依りたるものにて他の意味なし。捕魚は寛文六年塔世川口に於て魚を捕ふるを禁じ、貞享二年に至りて岩田川口を禁魚区と為せしが、こは皆堤防、石筒、蛇籠等を破壊するを予防せし迄に

て、是亦殺生禁断の意味にはあらず。然るに
寛文六年三月に殺犬の禁令始めて出づ。其の
法文に云く、

一他人の犬は不及申、我が犬たりといふ
とも、犬を殺すこと堅く制禁也。若し
犬を殺すもの於有之は訴人致すへし、
御褒美として金子可被下の旨被仰出候。
若し犬殺し候を他所より知れ候は、
其町の年寄五人組ともに可為曲事也。
此旨家々不残念入可令触知也。兼て
又今迄飼来る犬人をくひ悪敷犬は遠所
へ可送遣候也

寛文六午年年三月朔日

少介

安左衛門

こは犬公方を以て称せられし五代將軍綱吉の
紹職に先だつこと十四年、第四代將軍家綱在
職時代の事なり。延宝八年綱吉に將軍宣下あ
り。貞享二年放銃の禁を江戸府内に布き、次
ぎて鳥類、貝類、蝦の類を庖厨に上すを禁し、
これより殺生の禁、生類愛護の令続々として
発布せらる。其の津藩に及ぼせる状況を残存
文書に徴するに、貞享四年四月の発令に云く。

覚

一捨子在之候は、早速不及届其所の者いたわり置、直に養ひ候歟、又は望の者有之候ハゞ可遣候、急度不及付届事

一鳥類畜類人の疵付候様なる義は、只今迄の通可相届候、其外とも喰ひ又はおのれと痛煩候計にては不及届、随分致養育、主在之候は、返し可申事

一飼置候犬死候は、支配方へ届候様に相聞候、別条なきに於ては、向後ケ様の届無用の事に候、犬計りに不限、惣而生類人々慈悲の心を元といたしあわれみ候儀肝要の事

貞享四卯年四月 次郎右衛門

甚三郎

降って元禄十三年頃の状況は、左の文書に拠りて察すべし。こは江戸藩邸よりの尋問に対する津奉行の回報書なり。

元禄十三年辰六月十八日

町には飼犬は無御座候と、町年寄共常々申候、折々犬見へ候如何と、昨日相尋申候へバ、町屋にては飼不申候、主なき犬など折々参り申候、御堀端の町うらには、何疋も居申候へ共、飼申候ては無御座候と町年寄共申候に付、主無之候共、常々

参り、床下に居申儀に候はゝ、其の家主
苦勞に仕可申候、人をおどし害に御座候
犬は、貰ひ申者有之候はゝ外へ遣し可申
候、町々へ参り候犬は、知れ居申事に候、
右之通の儀共、必相触申事にては無之、
犬居不申候所之者共承り候而も無詮議に
候、大居申候て迷惑仕候町の名主に、連
々氣を付可申候旨、町年寄共に昨日申含
メいつれも同心仕候、
右之通町々にて犬飼申儀は無御座尤相触
不申候已上

五月十八日

吉武次郎右衛門

岡本弥一兵衛殿

一 「ぎんぎん」と読む。「狽」には犬がみあう声、犬のほえる声の意味がある。

町には飼犬無之、岩田犬三十四疋余、余

慶町犬五疋、下部田十九疋、部田犬三十

二疋、合九十疋内十六疋持主有之、七十

四疋無主

(勢陽后記)

市民皆犬を飼ふによりて受くる煩累を避けんとて之ヲ畜はず。為めに市中に彷徨する野犬の繁殖せしことを知るべし。蓋し領内郷村を通じて亦皆此くの如く、到处^一狽々として野犬の相争ふ声を聞きしなるべし。越えて一年動物愛護令は馬に及べり。

覚

一総而馬に荷付候儀　其馬の様子により
荷物の分量を考へ、馬難義致さざる様
に軽く附可申候、并に道中荷附馬、定
の貫目無相違様に念を入れ、重荷つけ
申間敷候事

一病馬并二いたみ有之馬随分いたわり、

左様の馬は使ひ申間敷候事

但右の類の馬、はこくみ兼候者は、最
前も相触候通可訴出候事

右之趣堅可相守候、若違背の族於有之は
可為曲事者也

元禄十五年五月　日

之より先き元禄六年、藩は幕令を承けて、
『生類憐みの儀は人々の仁心を助長する所以
なれば、狼、鹿、猪等の害獣と雖威銃を以て
之を追ひ、其の効力なき場合に限り許可を経
て捕殺すべし』と令せしが、此に至りて動物
愛護の本旨は更に進んで馬匹の積載量に迄及
びしなり。而るに、宝永元年に至りては尚一
歩を進めて、左の如く犬屍の檢視より猫鼠死
体の処置に及べり。

宝永元年十二月十二日

犬之事

今日被仰出候は、津町にて犬死候は、

早速御役所へ注進可仕候、御横目衆御檢使に御出被成候、御檢視済申迄は粗末に不仕、こもを敷置可申候、御檢視相済候は、桶に入れ念入埋め置、重ねて若し御吟味有之時節、取出し懸御目申様に仕筈に候間、右之通に相心得候へと被仰候、依之町中並寺社方へも廻状にて申遣し候、右被仰付候様子、段々書付、若し死犬有之時、早速此方へ可申候、若し疵なと有之候は、御吟味六ヶ敷可有之候、常々子供迄に能々申聞、粗末に無之様に可被入念候、夜中若し犬を悪しく仕候者有之

候ハヽ、辻番の者へ能く／＼申付置、其
者も押留置可被申候、疵付死居申候を、
其町にも不知居申候はヽ、其町の申分立
申間敷候、其外猫鼠の生類死有之共、引
さがし人目に不掛様に早速埋置可申候
惣而不依何事少しの儀にても、此方へ可
被申聞候旨申遣す　（岡宗太夫日記）
一疋の斃鼠を発見したる場合さへ、其儘放置
するを許さす。其の煩鎖想ふべし。此年遊漁
の禁亦益厳となる。

覚

浜町の漁夫共は家業渡世の儀に候へは各

別の事候、前々より申付候通り、其外の
者共、唐網ぞうしは不及申、一切漁仕候
儀無用に候、弥令停止候間、違背之輩有
之候は、急度曲事に可申付候、其町の名
主五人組も不念の儀有之候は、品により
越度に可申付候、

右之通町中末々并塔世茶屋両部田八幡藤
枝町迄不残念入可令触知也、

宝永元申七月十二日

七左衛門
次郎左衛門

一右書付御渡被成、御口上にも被仰候は、
惣而生類あはれみの儀は、先年より被
仰付候、猶念入被仰付候間、左様に相

心得可申候、八幡藤枝などに、貝蛤など拾ひ、渡世の便に仕る者有之由に候

此等是不苦候、第一岩田橋塔世橋の前後念入可申候

一下にて申合候は、堀川にて浜の子供、

其外町々子供、釣を垂れ、はぜなど釣り申候、尤漁夫の子供は不苦候へとも、

外も釣り候、其上浜の子供とても、渡世の便りに仕る程の事も無之候間、堀川にては一切釣を垂れ申事も止め可申候、其内しけの時節に白海老など浜の子供渡世に引申儀は各別に候、此通り

も名主へ申渡す

（岡宗太夫日記）

斯くて翌宝永二年の間屋前高札第四条に、
『生類随分憐み入念いたわり可申事』と揭示
せり。五代將軍在職中は右の如き状況を持続
せしが、宝永六年綱吉薨去し、家宣紹封する
や、此禁を除かずは海内の愁苦免るべからず
とて、令して尽く之を撤廃せり。而も野犬繁
殖の余害は後年迄も持続し、三十八年後なる
延享四年に、藩は津町民に命じて、『犬こぶ
ち』を設けて野犬を捕殺せしめ、更に二十年
後の安永三年に、或一部の人を指定して捕犬
に従事せしめたり。野犬の害茲に至りて漸く

にして止むを得たりき。

第三節 卒去

高睦四十二歳にして卒去す。享国僅に六年なれば著しき事蹟なし。宗国史本譜賛に曰く、公天資明敏、克毅克断、勇往して善を作して諤々の議を顧みず。其の人才を挙用する所以の者殆んと中王の及ぶ所にあらず。惜き乎側室に成長して久しく義方の訓を闕き、壮に及んで暴に貴く、直情にして径行、徒らに匹夫の小孝を知りて、未だ王侯の大孝を明にせず。生母平井氏の言に聴きて屢制度を変更し、以て厭勝の教を信す。是れ惑の甚しきと雖も、

而も其の本、毫釐の差に起る。都へて公の器度の如きは、夙に伊尹周公をして訓導せしめば、徳政豈大甲成王の下に在らん哉と。以て其の先代高久との性格氣風の相違せるを想察すべし

大享院様御聡明は申迄もなし、御風流の御生得に被為入たるとなり。御部屋住の内、了義院様思召に不被為叶事も候ひしにや、御上屋敷へ御出度に御教訓屢なりけり。或日染井御居屋敷へ御歸りの上、御附老中若原一郎左衛門無動の子か岡本五郎左衛門かの内被召出、殿様毎度の御異見に

て、思召に不被為叶候段、如何計り御迷惑思召候、依之御覚悟被成候段被仰出づる時に、御請に、御尤の思召に被為在候、急きて御生害なさるべし、恐れなから御介錯可仕候、何そや左様の義御迷惑にて御覚悟被成候様なる御小量にては、いつれ御家督得られ候ても、国家を治め被成候事無覚束奉存候 左すれは只今御生害至極の思召に候と、段々奉諫しかは御心解けると也。

（洞津遺聞）

前記藤堂高光か養嗣の事に付て強諫せし事實に併せ考ふれば当時匡救の士に乏しからざり

しことを察すべし

寛政二年提出系譜

四代目

藤堂和泉守高睦

幼名庄助 大学頭

一貞享二乙丑年十月十三日十九歳二而始而御
目見仕候

一貞享二乙丑年十二月廿八日被叙四品候則大
学頭と更名願之通被仰出候

一元禄六癸酉年二月廿二日於御城御自身御講
釈被遊拝聞被仰付候

一同八乙亥年三月朔日於御城御自身御講釈被
遊拝聞被仰付候

一同十六癸未年六月十日高久遺領無相違拝領
仕候同月廿八日右御礼申上候節不相替蒙御
懇之上意如先格家来七人御目見仕候

上意之御書付

先祖御奉公之筋目を被思召候間弥存入可
相勤候

以上

一元禄十六癸未年十一月廿八日今年依地震石
垣破損二付右御普請御手伝被仰付候然処同
月廿九日居屋敷類焼仕依之御手伝蒙御免候
一元禄十六癸未年十二月廿一日被任侍従候
一宝永二乙酉年五月廿二日和泉守と更名願之

通被仰出候

一同五戊子年二月三日松平美濃守へ御成有之
御自身御講釈被遊拝聞仕其上蒙御懇之上意
銀之御花入御手自拝領仕候

右之外東叡山御本坊浅草観音並松平美濃守
屋舗へ御成之刻数度相詰御自身御講釈被遊
拝聞御能拝見御自身御仕舞被遊拝見仕高睦
へも仕舞御所望有之度々相勤申候右相詰候
節御目見仕每度蒙御懇之上意候

大納言様御成之節も相詰御能拝見仕御所望
二付仕舞相勤申候

一宝永五戊子年十月九日四十二歳二而於国許

病死仕候

一 同年十一月十九日為上使以松平兵庫頭御香

奠白銀三百枚拝領仕候

高睦略譜

五	四	三	二	宝永	元禄十六	
					綱吉	
二月立太子立后の儀あり使を上りて大礼を賀す。將軍手づから花瓶を賜ふ。金を幕府に輸し武相駿を賑恤す。三月禁裡炎上使を上りて吊す。五月西歸。七月伊勢大風雨。十月九日病卒	正月西歸。四月東觀。東叡山防火使を命ぜさる。十月勢伊城和大地震城墨邸宅損壊多し。十一月富士山爆發地震灰砂を雨らす。	四月西歸直に上野城に入る。七月津城に歸る。八月大神宮に詣る。十二月江戸に至り生母平井氏の病を省す	正月卒隊の銃火演習を觀る。調馬を閲す。四月東觀、柳原邸成りて之に居る。東叡山防火使を命ぜらる。五月正助高敏を養うて嗣とす。高睦和泉守、高敏大学頭と更名	戸大地震深川廠壊倒す 五月日光山に詣で中仙道を経て歸藩す城東別館に居る。六月下総大水江戸亦水ありて邸に及ふ。七月伊賀上野巡視。八月牛島の穀倉を作る。十二月江戸	六月紹封。八月浅草防火使を命ぜらる。十一月小石川失火、上中二邸及牛島莊を延焼す、依つて移りて染井邸に居る。十二月任侍従。獵儀進奉、	

第五章 第五高敏

第五代高敏は久居藩祖佐渡守高通の嫡男なり。元禄六年二月四日江戸邸に生る。生母は

□福本氏智鏡院殿。幼名を正助といふ。五歳にして

高通卒せしかば、高敏が十五歳に達するまで高通の弟高堅久居藩主の地位を相続するところとなる。宝永元年七月高敏十二歳にして初めて五代將軍に謁見す。而るに本家第四代高睦に嗣子なきを以て、翌二年五月十三歳にして其の養嗣となり、随うて久居藩は永久に高堅及其の後系の相伝に歸す。宝永四年十二月

高敏四品に叙し大学頭と更名し、翌年十月高睦卒去により十一月廿五日を以て紹封の命を受く。時に齡十七歳なり。十二月和泉守を襲称し侍從に任ぜらる。六年正月六代將軍家宣襲職し、其の八月目付二人を遣はして藩を監す。正徳元年高敏江戸の処士佐善元恭を聘して賓師と為す。三年七月七代將軍家繼紹職、改めて封冊を賜はる。享保二年八代將軍吉宗襲職、又改めて封冊を賜はる、享保十三年四月高敏藩に在りて疾に罹り、其の十三日卒去し、廿四日幕府丹羽式部少輔をして賻銀三十枚を齎し遺らしめらる。享国二十一年齡三十

六歳、寒松院に葬り諡して大輪院殿智月高映
大僧都といふ。天台比丘玄門奉る所の法号は
大雲院性豁高雄大居士といふ。夫人は中川氏。
日向守久通の女、名幸智さち
英光院殿、子なし。久居藩
主大膳亮高治入りて後を承く

第一節 目付の来藩

高敏紹封の翌、宝永六年七月十日、幕府は御使番柴田七左衛門、御小姓組逸見権八郎を国目付として差遣す。高敏既に十七歳に達せしなれば、斯かる発令はあらざるべしと予想せし邸吏等、驚きて大沢右衛門督を介し、老中間部越前守に問ふ所ありしが、国持大名に對しては十七歳以上と雖も、国目付を差遣せらるること、前例既に定まれるありて、毫も他の理由なしとの答を得て意を安んぜり。両使は八月十六日江戸を発し、其の二十三日津城

に着せり。藩が其の接待に付て頗る注意せし
状況は、左の文書によりて之を知るべし。

宝永六丑年七月十日酉上刻、江戸出御飛脚

□

道中四日経安部川出水にて遅れ候て十四

日朝辰刻届

態飛脚申入候然は昨九日御月番大久保加
賀守様より御留守居一人令指越候様にと
申来り則ち高木佐左衛門被遣候処殿様御
若年に付御領分御目付として

千五百石 御使番柴田七左衛門殿

千石 御小姓組逸見権八郎殿

被遣候旨御書付ニ而被仰渡難有思召候則
□御書付の写進之候其許の儀諸事都合能
様に入念申付候様に可申遣之由御意に候
爰許御発足は八月中旬頃末にも成可申哉
先年佐竹大膳大夫様御国目代御越の格大
様右之通御座候御国にて相応の侍屋敷取
繕二軒隣合か向合か相渡候様子に御座候
佐竹様のも隣合二軒相渡し内より廊下を
つけ廊下伝ひに御往来も有之候様に致し
相渡し候由御座候 先年本多吉十郎殿御
領分へ御国目付に中坊七左衛門殿御出二
付様子承候処是は向合の屋敷二軒相渡被

致住居候由物語にて御座候いつれを承り
候ても二百日ばかり居被申候由御座候：
勢州は御在城の儀に候間大方は勢州にの
み御住居にて可有御座と存候伊州へは御
巡見迄二御座可被成哉と存候へ共若御番
の内半は伊州に居宅可被成義も難計候間
先両国同様に御屋敷の御積被成御座可然
候：
候：
候：

今度御国目付被仰付難有思召候段御家中
町郷中へ相触諸事相慎火之元弥入念御目
付衆御通の節不礼無之家来共へも不作法
無之様に申聞候様にと御意御座候間右之

段御触可被成候右之外御家中町郷中へ申
付可然儀追而申談申付候様にと御意候間
左様御心得可被成候……

七月十日

藤堂金七

藤堂造酒丞

藤堂仁右衛門殿

藤堂采女殿

藤堂半蔵殿

一色新助殿

長野喜太郎殿

安並忠兵衛殿

水上権太夫殿

以後数回の往復通信ありて、結局藤堂隼人、玉置佐右衛門の邸宅を補修して両使の宿舎に供せり。両使到着後、藩の現状に付て条記して尋問し、藩之に対して答ふる所あり。其の条項は藩の収納高、戸口、市坊、道路、兵仗、社寺、産業、其他に付ての現況にして、極めて表面的のものなり。国目付とは称すれども形式的にして、藩の施政に付ては何等干渉を加へ、若しくは批判を下すことなく、要するに先例に依拠して差遣せられし有名無実の監国なりしが、滞在五ヶ月の間に一たび伊賀上

野を巡視し、やがて帰東して、宝永七年正月廿八日を以て、將軍に復命する所ありたり。右之問対は當時の藩況を知るの便あれば、其数項を左に摘録すべし。

御国目付へ差出返答書要領

一城附知行高并新田込高なし

一城附米穀金錢なし

一三年以来の取毛并浮所務

一十七万四百十石 津

内

四万三千石 藤堂備前守内分知

十二石七千四百石

平高ニメ拾六万四千三百三石三斗七升七合

戌の年免 高石に四ツ六ツ六リ三毛七糸大抔

亥の年免 高石に三ツ九分五厘九毛四糸九抔

子の年免 高石に三ツ九分七厘八毛九抔

一十五万五百四十石二合 伊賀

平高ニメ拾四万七千八百四十二石六斗六升六合

戌の年免 高石に三ツ九分八厘八毛八糸一抔

亥の年免 高石に三ツ九分八厘二毛五糸

子の年免 高石に三ツ九分一厘三毛三糸九抔

右伊賀国并伊勢国の内領分元祖和泉守拝領
之節御朱印高の物成平免四ツ成を以て平高
に為し爾来之を用ひ家中の侍共へも此の高

物成を以て渡し居る

大和山城領分

一五万石
平高なし

内

壹万石
藤堂備前守分知

四万石

戌の年免 高石二付五ツ六分二毛三糸九抔

亥の年免 高石二付五ツ五分一厘四毛七抔

子の年免 高石二五ツ二分三毛五糸二抔

下総領分

一三千石
平高なし

戌の年免 ……

亥の年免 ……

子の年免 ……

高合三十二万三千九百五十石二合

内

五万三千石 藤堂備前守分知

平高四十万八千百四十六石余

一浮所務なし

一領内銃砲数

惣数二千八百四十挺

内

用心銃砲二百四十四挺

威銃 百九十七挺

狛銃

二千三百九十七挺内二挺大宝院領中村

一軍法流派

藩祖高虎の遺法を伝ふるか故に他に流派の

称なし

こは表面の辞なり内実是小幡流山鹿流を伝ふ□□ること既記の如し

一弓

日置流

吉田 逸八

一鉄砲

米村流

米村大右衛門

石火矢
長筒共

山下流

奥村次郎右衛門

石火矢大筒
小筒共

一槍

中堀流鍵槍

内海 左門

宝蔵院流十文字

高田 斉

素槍

無 辺 流

一馬

大坪流

花房曾兵衛

同

森田 孫平

同

中村多兵衛

同

師田竜左衛門

同

丸川弥右衛門

一城郭

伊賀

本丸 周囲六町五十二間 堀巾六間半より十四間迄

二ノ丸 周囲四丁十七間 堀十四間より十七間迄

三ノ丸 周囲三丁二十七間

惣廓 周囲十三町五十七間 堀巾十二間より十七間迄矢倉數十ヶ所門櫓

二ヶ所

大略右之通なるも半成の儘なれは確定せ
さる所多し

津

本丸 周囲四丁二十八間余 矢倉五

西丸 周囲二丁二十四間余 矢倉一

東丸 周囲二丁十五間余

以上周囲の堀巾広き所五十二間余狭き所十五間余

二ノ廓 周囲十九丁三十間余

堀巾広き所四十五間余狭き所十一間余

上野城内井戸七個 津城内五個孰れも堀貫にあらず

農村

一 農業奨励

郷役人の外郡奉行代官等絶えず巡村し諸事に入念申付、尚其他の藩吏をも巡村せしむ
巡村に付ての宿泊其他旅費は藩費を以て支
弁し農民には負担せしめす

一 米価標準

津は大坂江戸の相場にて定め、伊賀は大坂
大津伏見伊勢江戸の相場を問屋等承合して
上下す

一 凶饉救済

其年の実況により飢饉米を施し、場合によ

りては米麦を貸し、尚農村土木を興し、米
を与へて夫賃として救済す。

一領口人口及馬牛数

両国人数合二十一万七千六百六十八人

内 男 十万四千三百五十四人
女 十万六千四百十四人

内 十三歳より五十迄の女 六万二千七十七人
十五歳より五十迄の男 六万七千五百五十二人

右の内

伊賀人口九万八千七百十一人

内 男 五万二千八百八十五人
女 四万八千四百廿七人

内 十三才より五十迄の女 二万八千六百二十四人
十三才より五十迄の男 三万二千九百七十人

両国牛数

合八千六百八十一疋

内 牝二千五百三十五疋
牝六千百四十六疋

右之内

伊賀牛数四千二百七十五疋

内 牝千五百九十六疋
牝二千七百七十九疋

伊勢領牛数四千三百六疋

内 牝牛九百三十九疋
牝牛三千三百六十七疋

両国馬数

合二千五百八十八疋

内 牝馬九百八十三疋
牝馬千六百六疋

右之内

伊賀馬数九百十六疋

内 牝馬二百四十一疋
牝馬六百七十五疋

伊勢馬数千六百七十二疋

内 牡馬七百四十一疋
牝馬九百三十一疋

一 両国社寺数

寺数合千百十七寺

伊賀六百三十一寺

伊勢領四百八十三寺

社数合千二百一社

伊賀六百十六社

伊勢領五百八十五社

一藩より給与せる社寺領

伊賀

高百七石四斗

一宮

高十八石一斗四升三合

上野天神

高十石五升四合

同 愛宕

高三石六斗

浅宇田 八幡

高百石

上野 上行寺

高三十八石

同 山溪寺

高四石五斗

長田 西蓮寺

高二十九石二斗二升

同 常住寺

高二十三石八斗四升

赤目たき 延寿寺

高四石五斗

古郡 常福寺

高二石

上柘植 徳永寺

伊勢領

高三百石

八幡宮

高百石

津 松寿院

高百石

同 浄明院

高百石

同 四天王寺

高五十石

同 観音寺

別朱印領
百石アリ

一藩士の戸数

伊賀 百八十七軒

伊勢 四百十一軒

一町家数

合四千三百七十三軒

内

伊賀 町家数千九百四十九軒

津 同 二千四百二十二軒

一藩士俸禄与率

地方は其年の豊凶次第免にて遣はし蔵米は
三ツ四分に相極め渡す

一両国名産

津縵子

一献上物

津縵子 大和柿 鶴

一小物成

束竹 木紫 炭 桑 茶 渋少許

一運上物

なし。塩浜少許ありて年貢を課す。他国

船入津の時碇銀を徴せず

一斗量及俵量

枅は京枅の通当地にて作らしめ町奉行方
にて相改和泉守焼印押申候 米一俵は四
斗入

一丈量

布は二丈七尺木綿は二丈六尺を一端とす

一利率制限

金銀は一割より一割二分迄 米穀は一割
五分より二割迄

一賦課

高千石ニ一人宛出し申候人足入用に無之
候へは米にて納め申候人足取候節は夫米

引申候

一 農村土木費及橋梁費

在々普請百姓勤候節は日用米遣し候 城
下在々橋々役人出し申付候町人百姓へ入
用掛け不申候

一 町地子諸役

町地子諸役免し置候然共往来宿役之通は
勤させ申候

伊賀は町地子諸役免許申付山中にて商業
無之二付上野通り開田畑町中へ無年貢に
て元祖和泉守より遣し置き代々此の通に
候

一両国町名及町数

合七十五町

伊賀上野町

東町 中町 西町 向島町 片原町

新町 鍛冶町 魚町 小玉町 福居町

相生町 紺屋町 三ノ西町 徳居町 幸坂町

馬苦勞町 清水町 万町 愛宕町 西日南町

東日南町 恵比須町 幸町 池町 寺町

裏町 田端町 車坂町 赤坂町

計二十九町

伊勢津町

京口町 西ノ番町 立町 西町 塔世町

門前町	釜屋町	万町	北町	西来寺町
宝祿町	新立町	東町	大門町	中ノ番町
宿屋町	地頭領町	蔵町	魚町	南世古町
大世古町	山ノ世古町	千歳町	新中町	沢ノ上町
北浜町	南浜町	入江町	堀川町	片浜町
極楽町	新魚町	築地町	分部町	伊予町
岩田町	立合町	上弁才町	下弁財町	阿漕町
八幡町	藤枝町	八町 四丁		

計四十三町

第二節 駿相復興工事

宝永六年七月廿一日、幕府より駿相災地復興工事助役の命下る。徳川実記の所記に拠るに『此日駿河の河渠浚利の事を仰出さる。勘定奉行中山出雲守時春、萩原近江守重秀、目付河野勘右衛門通重、代官伊奈半左衛門忠順以下の輩、その事を奉る、うけたま藤堂和泉守高敏、松平豊後守資俊は人夫差出すへしと仰せらる』とあるも、事實は此くの如く単に人夫の供給に任せしのみにはあらざりき。藩の記録には、

相州駿州川筋御普請御手伝被仰付

一去る廿二日（宝永六年七月）江戸より
御飛脚到着、殿様益御機嫌能被成御座
候旨□申来る。去る廿日御老中御連名
の御奉書参り、御用の儀有之候間、明
四ツ時西御丸へ御登城被成候様にと申
来る。廿一日御登城被遊候処相州駿州
川筋御普請御手伝被仰付候旨御老中御
列座にて被仰□渡候。御代替初而被仰
付難有御大慶に思召候。右之趣御家中
侍共へも可申聞候由御意の旨申来候
右之通町郷中へも書付以申渡之

これも亦簡単に川筋御普請御手伝とあるも、

普通の浚河とは頗る其の趣を異にせる難工事

一 「しせきをべんぜず」と読む。一寸先も見分けがつかないこと。

なりき。事の起原を繹めるに、去々年十一月

二十三日午前四時、富士山突如爆発して、二

十六日午後四時迄約七十時間活動し、兵南一

帯の地は暗憺として咫尺を弁ぜず。爾後十二

月八日まで十六日間、昼夜の別なく灰砂を降

らし、之が為須走附近は堆砂一丈余、大御神

村附近は七八尺、北筋、中筋地方は三四尺乃

至五六尺に及び、岳南約三十里四方の家屋田

畑は、尽く灰砂に埋没して惨状を極はめたり。

就中被害の最も激甚なる駿東郡五十九村及相

模国足柄上下二郡は、領主の力到底之が復興

に堪へざればとて、幕府に上地し、其の地乃ち駿府代官伊奈半左衛門忠順の支配に歸せり。

幕府は伊奈忠順の稟議により全国の大小名に對し、領土百石毎に銀二匁宛を賦課し、之を罹災救助費として飢民を扶助し、一人一日男は米二合、女は同一合つゝを給与し、馬一頭に付錢二十文を扶助し、一ケ年半に亘りて之を賑恤せしが、是等の扶助は僅に生命を維持するのみにして、到底除砂復旧の工事を完成するに足らず。此に於て忠順は大小庄屋の懇請を容れて幕閣に稟請する所あり。幕議遂に大規模の除砂工事を行ふことを決せり。其の

法。被害地一面に堆積せる灰砂を、附近の水
流に投寄して、酒匂川に流入せしめ、同川の
流力を利用して遠く之を海底に吐出せしむる
に在り。而して流砂壅塞によりて。河川の横
溢するを防がんがために、堤坊を堅固に築造
し、其の費用は亦之を諸侯に賦課するの計画
なりき。

然るに宝永六年七月大雨ありて、相州足柄
上郡山北村を貫流せる皆瀬川暴漲し、上流よ
り堆砂を流下し来りて、山北村は全村一丈五
六尺の砂礫の下に埋没せられ、其の下流の向
原村も亦略同程度の災厄を被むり、其の附近

なる原河内村部落の田面も同じく堆砂に没せしかば、名主湯山弥五左衛門此の惨状を見るに忍びず、挺身して江戸に赴き、勘定奉行に哀訴して之が復旧の施設を求めたり。此に於て幕府は中山出雲守、河野勘右衛門に命じ、実地を踏査して河川開鑿の設計を立てしめ、御手伝普請の名に於て工事全部の施行を高敏に命せり。高敏命を受けて藩吏中より奉行を選任し、直ちに相州に赴きて施工せしむ。奉

(ママ)

■行は先づ多数の人夫を附近より召募し、山北村の西方に巨堤を築きて皆瀬川を堰き止め、新に河道を開鑿すること約百七十余間に

して、流水を南方に疏して鞠子川注入せしめたり。此の工事日数僅に八日にして全成せしかば四隣其の神速に驚かざるはなかりしと云ふ。其の工費を要せしこと五千百九十五兩なりしといへば、平均一日の費用は六百五十兩にして、仮りに一人一日の賃錢二匁五分とすれば、日々一万五千六百人を使役せし計算なり。以て其の如何に敏速に工事を施行すべく努力せしかを察するに堪へたり。元文二年山北萩原の引入堰の上に建立せし紀切碑に記する所次の如し

相州川村山北彫刻の由来は宝永年中富士

山忽然として焼け出で砂石降り積もりて
民屋大變に及ぶ就中当村皆瀬川は山奥よ
り砂石流れ来りて山北向原河内まで既に
亡所となりたり時の名主弥五右衛門父子
之を見るに忍びす一命を抛ち即ち伊奈半
左衛門様御支配の時酒匂川堀落の御願を
奉る之に依り仲山出雲守様河野勘右衛門
様御見分の上仰付られ藤堂和泉守様御普
請成し下され数多の百姓相助申すこと其
の数を量られず其後享保年中御代官簀笠
之助様用水仰付られ水下惣百姓相続仕る
故此事を之に記し謹んで恩を請けて長く

堅固たるを謝すべく固く地蔵菩薩に祈り
奉りて建立し依而拝上者也

天文二丁巳歲四月吉祥日

湯山三太夫

九左衛門

勘右衛門

市郎左衛門

施主

水下村中百八人

山北向原村中

後明治二十六年、足柄上郡川村山北に土切碑
を樹てて由来を記す。其の文に云く、

川村土切之碑

從四位勲三等神奈川縣知事中野健明篆額

一 「さけ（び）」と読むか。

足柄上郡山北の村たる両岨の間に夾り村民凡そ二百戸皆瀬川を夾んで南北に分居す川東流して向原に至り乃ち酒匂川に入る地形の概略此の如し□□□歳の丁亥十一月富士山発火し砂土及灰を降らし方三十里田皆埋めらる変も亦大なり是に於て老弱飢ゑて道途に号^一び壯者は四散して僅に治路を求む……是に至りて侯封を徙し二郡征夷府の直轄となる代官伊奈半左衛門酒匂の公署に在り戸口を計りて錢穀を賑し砂礫を聚めて家を為し或は沙土を反

覆して以て一時の計を為す里長湯山弥五
右衛門書を捧げて大に土切を興し永久の
規とせんと請ふ聴かれす再三之を乞へと
も又聴かれす且諭して曰く害数州に跨る
数百年なき所の大災なり公家の費用貲ら
れす数村の存亡未た顧るに遑あらざる也
と頃くして大雨あり川山中より突出し積
む所の砂礫深さは一丈五六尺両村高阜と
なり原河内の田亦堆砂となる災異累りに
臻り悲惨極まる弥五右衛門乃ち奮うて曰
く吾寧罪を獲て死なんと即ち幕府の勘定
奉行に直訴す出雲守中山某河野勘右衛門

の二奉行之を諒とし乃ち躬親巡視し規画
以聞す幕府卒に和泉守藤堂侯に命して役
を助けしむ歳の己丑侯即ち大衆を募り村
の西に於て大堤を築きて故河を壅き新河
を開くこと一百丈南流して鞠子河に入ら
しむ八日にして成る人其の神速に駭く鞠
子川は酒匂川の上流也侯措る所の版金五
千百九十五両と云ふ而る後伊奈氏左右指
揮し輦運懇開して故に復するを得たり而
して故河の地永く肥田と為る……

（原漢文）

此の外流砂工事助役二付て伊奈半左衛門翁仁

徳略記

伊奈氏贈位
欽仰録所載

に記する所次の如し

…又被害地復旧の爲め水便を利用し酒
匂川筋へ砂を流棄する様計画を立て河筋
の流砂横溢を防く爲めの堤坊入費は全国
の各領主より補助する様に御取計相成り
翌々年正月末より砂流しの工事着手の御
手伝には伊勢国津の城主藤堂和泉守殿御
助合相成り人夫十四五歳より六十歳迄の
強壯なる者を近郷村々より差出し村々纏
を立て村名主出張し夫々相勤め此の人夫
賃銭の儀は相州附近の分は人夫一日に銀
一匁五分駿州附近の分は一日銀二匁五分

の勘定にて相州金子村御会所にて毎日名
主共へ御下渡しに相成日数凡そ百五十有
余日相勤め同年秋九月高百石二付金九両
一分の積算にて砂退け払料御手当として
御公儀より下し置かれ除砂復旧の田畑共
見取り三ヶ年の内は御用捨下し置かれた
り……

こは駿州被害地五十八箇村の除砂にして、藤
堂藩が流砂に要する河川浚鑿工事に任せしこ
とを意味せるが、此外相州方面に付ては、左
の如く斑目大口より吉田島に至る一帯の流砂
二事に任じたり。

延享五年相州足柄上郡曾比村劍持氏筆記

控（伊奈氏贈位欽仰録所載）

一宝永四年富士山焼出候て十一月廿三日
より二日程白き雪一二寸ふり黒き砂一
尺より二尺余も降り申候依之同五子年
より伊奈半左衛門様御代官所に成り同
六丑年同七寅年御手伝藤堂和泉守様御
掛り斑目大口より吉田島迄被遊候

以上によりて宝永御手伝普請の容易ならさり
しことを知るべし。但し右の仁徳略記に、津
藩が宝永六年正月より助役せしが如くに記せ
るは誤りにして、幕令の下りしは同年七月な

ること、前記徳川実記の文により明なるのみならず、既記藩の記録にも七月廿日受命のこ
とを明記し、且『御代替初而被仰付』とある
此上は、其の以前に助役の事あらさりしこと
疑なし。斯くて工事の全く終りしは宝永七年
三月にして、四月一日高敏は功を以て幕府よ
り時服三十を賜はり、従事の奉行氏名不詳も亦時服
及白銀を賞賜せられたり

第三節 高敏時代概観

高敏の在職期間たる宝永、正徳より享保の初世に至る約三十年は、元禄華奢の風漸次に地方に浸潤し来り、人心自然に弛緩して游惰姑息に流れたる時代なり。諸事ともに撲実の風は去りて、外觀の美に趨り。形式を重んじ、^一繁文縟節に流れて政費も為めに漸増せしが、藩の財政は高敏が紹封の以前より既に困難の状況を呈し、経営容易ならず、高敏時代に入りて一層窮乏を告げたるが如し。国目付に提出せし答申書の所記に従へは、当時藩の知行

一 「繁文縟礼」のことか。規則や礼儀などが、こまごまとしてわずらわしいこと。

取人員は本支両藩を合して、六百九十六人、

此の知行高二十四万四千七百十石

内地方取十万六千五百五十七石藏米十三万

八千五百三十五石にして、寛永時代と大差なかりしと雖も、

阿漕雲雀の所記に拠れば、寛永時代と享保二年との比較に於て、使用雑員の増加したること左の如くにして、治平時代に於ける雑役者の増員したるを知るべし。是れ即ち繁文縟礼の頻りに行はれたる世態の必要に制せられしものなるべし

馬上衆		寛永時代の人員	
七四九		享保二年同上	
六七四		備考	

平士	七二九	一、七九〇	内切米取四四〇 雑人一、三五〇
徒士小姓衆	一二〇	八〇	
徒士弓の衆	六〇	五二	
鉄砲衆	一、〇六四	八五〇	
御舟手衆	一三九	不明	

こは高禄者を減して薄給者を増したるにて、
 給与額には差違なしと雖も、要するに経済的
 節減にはあらず。而も同書に従へば享保二年
 に於ける藩の歳入石高は、寛永時代に比して
 三万三百八十四俵を減ぜりといへば、其の財
 政經理の困難に陥り居たることを推知すべし。

高敏時代には宝永の御手伝普請に加ふるに、前後三回江戸邸の焼失に遭ひ、剩さへ正徳二年三年の凶饉あり、此の凶饉の状況に付ては文献の徴すへきもの絶えて無きも、正徳四年藩が発布せし左の節約令によりて考ふるに、災害の頗る激甚なりしことを知るべし。

一 神事法事婚礼祝儀の取やり常々停止申□
付置候へ共別而堅く可相慎事

一 正月の餅つき申間敷候年頭歳暮の祝儀
取やりの分并節着類停止に可仕候

一 正月節親子兄弟の外堅仕間敷候

一常々申付候通大酒は不及申此節仮初にも酒会仕間敷候

一往還の茶屋の外郷中にて清酒并荷売酒の儀堅停止可仕候惣而費なる商売人郷中へ入間敷候

一米喰費し申間敷候たとへ有徳なる者たりとも随分簡略仕猥に喰費し申間敷候并たはこ止め可申候

一種焼米停止の事

一家作相止可申事

右之通下にて可申付候已上

午十二月八日

右書付寄合にて大庄屋へ読聞書付渡す

加判衆家宅普請は飢人の日雇賃錢取にな

り候二付差止不申様との事に候川北清右

衛門へ此条差免旨申渡す

（岡本
正蔵 勢陽后記）

之より先き、寛文八年の凶作に際して、『百姓食物常に雑穀を用ふべし、八木猥に之を食ふべからすと令せしは既記の如くなるも、爰に至つて又重ねて之を令し、且有資者に対しても米の費消を制限せり。此時津町民にも亦窮困者多かりしより、高敏命して米を貸下けて之を救助せり。当町年寄の調査せる困窮者

数は一千九百四戸、七千三百十一人に上り、翌五年に於て中流市民も内実頗る疲弊し居たれば、町年寄以下有力者が資金を募りて之れに貸与する方法を以て救済に努めたり。以て当時民業の不振に陥り居たるを推知すべし。従来藩が領内より借り上げたる用金の、未だ嘗て契約の期限及利率を変更せしことなかりしに拘らず、宝永六年六月には先例を破りて、左の文書を以て返済期限を延長し、且所定の利率を激減せざるを得ざるに至れり。

町郷中より借上金年賦并利金半分に減

少

口上之覚

殿様御勝手方御不如意に付此度御簡略被
仰出候近年御物入共打続殊に当年は江戸
御普請等も有之旁御手も廻り不申候就夫
町郷中より指上置候金子是迄は定の通り
元利御返し被下候へ共右之趣故差上置候
元金当丑暮より戌年迄十年に御渡し戌年
迄十年に御渡し可被下候利金は是迄の半
分宛可被下候江戸に於て御一門様方右の
思召に付他所より借し上候者共へも右之
趣申聞候間何れも得其意可申也

六
月

以て当時既に究乏の尋常ならさりしを察すべし。斯かるが中に其の七月駿相川浚助役の事あり。火災も亦既記の如く頻りなりしかば、財用は愈窮困したりしが、さりとても領下の有資者は尚藩庁を信すること厚く、貸上金の命に応従して其の贍すに勉めたり。

享保二年二月五日

御貸上金の事

此度御用ニ付金一万五千両町中より当月中に御借上申様に可仕候利息は八歩にて有之尤時節振にて調へ難き儀も可在之候へとも随分町人共精を出し少々

手前／＼の商売の仕入を縮め候てなり
とも相調申様に可申聞旨被仰付候依之
後刻会所に於て去年当年の年番共呼ひ
段々之儀申渡候

同 二月十一日

御用金相調申候書付上る控

高一万五百両

内

五千六百両 当月爰許にて差上可申分

四百両 当月限江戸為替にて差上可申分

千六百両 三月限爰許にて差上可申分

五百両 三月限江戸為替にて差上可申分

千四百両

三月晦限同前

千両

五月限爰許にて差上可申候

右之通帳面仕候て今日夕方御役所に差上

(町年寄 岡宗太夫日記)

こは蓋し当時の藩士中には尚人才ありて事に
任じ、克く藩の威信を内外に保持して微動だ
になからしめたりしが故なるべし。蓋し藤堂
高光（可静軒仁右衛門）は、既記の如く一藩
に重きを為したる人物なりしが、此人享保三
年まで城代の職に在り、同年致仕したれど尚
茶料千俵を賜はりて健在し、芦川清太夫は宝
永二年より加判奉行の職に在りて、同七年よ

り享保二年までは単独其の職を執り、其の他朱雀□頼母、成瀬平馬等諸人も亦出色の人才にして、各其の職に在りて任に堪へたりしかは、よく綱紀を振肅して少しも弛緩することなかりき。

一此頼母はもと渡小姓にて、了義院御時分被召出、段々御登庸也、智才勝れたる人にてありしとぞ、御用人大横目、大輪様御代まで加判奉行勤役也。今御用部屋旧記の式令によるもの『述而不作』『温故知新』『各月便覧』など皆此人の集め置かれたるや、然りしより後こそ、誰彼

も冊子の一も局中に残すことゝなり、誠に予か如き不肖迄も職務の片はしも覚え、今日歪みなりの間を合すは、此翁余切なり。奉行役所にも規矩にする事多く残し置かれたりと聞。

（洞津遺聞）

朱雀頼母奉行の時、兄弟の公事あり、度々評定に出づ、或日頼母申すには又出で候や、公事は疾く頼母が捌置候、兄一人失ひ□□夫の事に候、今捌は不申聞、ケ様の事は寺の坊様なと□申物候、罷歸り篤と相談いたし考出可申と申聞、其後

四五日して□者訴状申おろし、内済した
るとかや、真の父母と可尊かな

（同前）

一成瀬平馬殿は是もわたり小姓にて大亨
院様御部屋住の節被召出其比は清八郎と
いふ、御寵愛深くあらせられしによりて、
了義院思召に不為叶清八郎など素性も知
れぬ者を側近く念比に召仕ふこと、大家
の主にはあるましき也と御意あり、……
：清八郎元服した後、何事にか御内命と
もにて、了義院様御前へ度々召させられ
しに、識見行儀一として誤りなく、甚御

称誉被思召て、大享院様へ、清八郎久七

郎

先人知□
君の若名

両人は末々御用に立つへき若者也、

御目を被懸御仕可被成と被仰進、其後転
役の事、毎々御表より御さそひ被遊ける
とぞ。大輪院様御代は大横目にて、敢言
公直、其頃執政とたかふことあり、病に
托して退役也、間もなく伊賀奉行、長空
院様御代加判家老被仰付、恭謙寛量専ら
老衆和順を心懸けて取扱申されしとぞ、
其比までは加判御家老は、礼節格式一等
本職とは下りて謙遜の様子なりしか、已
後は儼前として首相にかはりなし

（同前）

高敏時代の事蹟として尚一の伝ふべきものは上下機殿の神田寄付なり。之より先、両機殿は兵戈を経て祀事衰へ、下機殿は特に甚しくして、殆ど遺跡を存するに過ぎざりしかば、樵牧濫りに入り、祝部の力之を制する能はずして、万治中に領主に訴ふる所あり。高次命して高札を立て、之を禁止せしめ、宝永中高睦□再び禁榜を修めたり。享保三年宇治の長官守弘、私費を以て小祠を下館に建て、上館には修復を加ふ。藩吏朱雀頼母忠国須知彦之丞正矩領内を巡視し、由緒ある機殿の荒廃を

慨き、歸りて高敏に建議する所あり。此年五月十三日高敏命じて両機殿に神田各三十石を寄進せしめたり。是より両機殿の祀事復旧して面目一新し、後代天保中には藩費を以て宮祠を造築するに至れり。

寛政二年提出系譜

五代目

藤堂和泉守高敏

幼名正助 大学頭

一分家部屋住二而罷在候内元禄十七甲申年七月廿八日十二歳二而始而御目見仕宝永二乙酉年五月十九日本家大学頭高睦の養子に被仰付候

一宝永四丁亥年十二月廿三日被叙四品同日大
学頭と更名願之通被仰付候

一同五戊子年十一月廿五日高睦遺領無相違拝
領仕候

一同年十二月二日和泉守と更名願之通被仰付候

一同年十二月十五日登城仕相続之御礼申上候
節不相替蒙御懇之上意如先格家来七人御目
見被仰付候右之節一人者当病二付罷出不申候

上意之御書付

先祖御奉公之筋目被思召之条弥存入可相
勤之旨上意二候

一宝永五戊子年十二月十八日被任侍従候

一同六己丑年正月廿二日常憲院様尊骸東叡山
へ御歛之節御道筋固被仰付候

一宝永六己丑年二月十八日浄光院様尊骸東叡
山へ御歛之節御道筋固被仰付候

一同年七月廿一日登城仕相州駿州川口御普請
御手伝被仰付同七庚寅年四月朔右御手伝相
勤候付登城御目見仕蒙御懇之上意御時服三
十拝領仕候同月三日書上之通家来十三人之
者共於御城御時服白銀拝領仕候

一享保七壬寅年久々在国仕罷在候付出府仕奉
窺御機嫌度段同年八月十八日相願同八癸卯
年二月廿三日参府同月廿八日御目見蒙御懇
之上意同年三月廿五日御目見上意にて国許
への御暇被下候段御直に被仰出

但此節江戸表半年詰被仰出候付右之通相

願出府仕候

一享保十三戌申年三月未庖瘡不仕候段達上聞

陰陽二血丸五十粒御自身被為封橘隆菴へ被

仰付御内々拝領仕候

一享保十三戌申年四月十三日三十六歳二而於

国許病死仕候

一同年四月廿四日為上使以丹羽式部少輔御香

奠白銀三十枚拝領仕候

高敏略譜

	享保	五	四	三	二	正徳	七	六	宝永五
	吉宗			三	家継				家宣
	四月西帰。使を遣して將軍の喪を吊ふ。六月新將軍の襲職を賀す	四月東覲。浅見防火使を命ぜらる	正月西帰	四月東覲。改めて封冊を賜はる。八月浅草防火使を命ぜらる。十二月江戸失火柳原邸焼失。防火使免ぜらる	正月西帰。十月使を遣して前將軍の喪を吊ふ。尋いで使を遣し新將軍の襲職を賀し盟狀を納。	四月東覲。防火使を命ぜらる。	正月幕府の目付退藩す。五月日光山に詣で中山道を経而歸藩す。	六月東叡山防火使を命ぜらる。七月駿相諸川浚鑿を命ぜらる。防火使免ぜらる。八月幕府国目付二人ヲ遣して藩政を監す。	十一月紹封。十二月侍從に任せらる。臘儀進奉

二	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
九月東觀。淺草防火使を命ぜらる	三月西歸。五月度会神廟に謁す	九月東觀	三月東觀。四月西歸	四月西歸	三月江戸失火上中二邸延焼。八月東觀	三月江戸失火柳原邸類焼。四月西歸	四月東觀。上野防火使を命ぜらる	四月西歸	四月東觀。八月淺草防火使を命ぜらる。九月改めて封冊を賜はる

一三	一二
四月十三日病卒	三月西帰。九月大坂城を修するに付所蔵の大石を献す。

第六章 第六代高治

第五代高敏卒去して男女子ともになし。此時藩祖高虎の直係としては、分封久居の前藩主高陳あるのみ。之より先第二代高次に五男あり、長高久、季高睦相次いて後を承け、次子高通は久居藩主となりて其の子高敏入りて宗統を嗣ぎ、第三男高堅は高通の後を承けて久居藩第二代の主と為り、第四男基恒は出でて大沢家を相続し、従四位上左近衛権少将兼右京太夫に進みしが、元禄十年卒去して子なく、大沢播磨守の次男次郎吉を養ひて相続せ

しめたり。高堅の子高陳は正徳五年久居藩主の職を紹ぎしが、病弱にして任に堪へず、子なく又兄弟なかりしを以て、藤堂出雲高明の第三子高治を養ひ、享保八年退隠して之に譲れり。斯かりしかば高敏の卒去するや、高虎の直系子孫の存するもの全くなき、遂に現久居藩主高治をして入りて家統を受けしめ、而して久居は別に出雲高武の子高豊をして高治の後を承けしめたり。高治の系を略記すれば次の如し。

高 清

¹ 初称与右衛門後改出雲虎高第五子母宮崎氏天正十三年生

干江州大坂冬役従軍有功夏役処守名張寨潜出赴戦高虎怒之

黜在勢州三野者五年矣元和五年举为上野城代寛永十七年八

月十五日卒干伊州寿五十六歳葬干東郊長者莊。夫人讃州高

松仙石越前守久秀女

高秀

称大九郎母仙石氏質干東都幕府賜五十口糧寬永十七年二月卒干江戸享年三十一歲

女子

名桃嫁藤堂監物信直

2

高英

初名小太夫後改出雲母勝沼氏寬永六年生干伊州十七年襲祿遂徙津府慶安元年為騎將元祿十七年二月十七日卒寿七十六歲葬干四天王寺

高嚴

表字子肅号野水堂称次郎五郎為兄高英質干江戸寬文元年卒享年二十九歲

高寿

小字助五郎後称七郎左衛門為藤堂彦兵衛利光之嗣

3

高明

表字子誠初称小太夫改八郎左衛門又改縫殿改舍人後称出雲承応元年齡甫八歲質干江戸幕府賜五十口糧寬文五年罷諸藩之質猶在江戸八年四月始歸元祿十七年襲祿為騎將寬永八年三月十五日卒寿六十七歲

高利

小字友助後称利兵衛

高溥

小字左門後称半藏幼而卒

高尚

小字七十郎後為僧名清蓮

某

小四郎早世

女子

名久藤堂内藏丞信就室

女子

名都宇藤堂勘左衛門室後再嫁京都山科利菴

女子

名多都藤堂式部室

高富

小字十郎為同姓高光之嗣更名高貞称半藏

高任

初称小太夫後称舍人幼而卒

高武

4

表字平藏初称八之助又改善兵衛宝永八年三月襲祿為騎将
称出雲享保十二年二月廿六日卒寿四十四

高能

小字与三之助為須知所左衛門元一之嗣改名元宴称喜左衛門
享保十四年賜藤堂氏

女子

早世

高治

女子

名八早世

某

小字八之助天

某

小字善之助天

高豊

高治は藤堂出雲第三世高明の第四子にして、

宝永七年八月十九日生る生母は山際氏。幼名

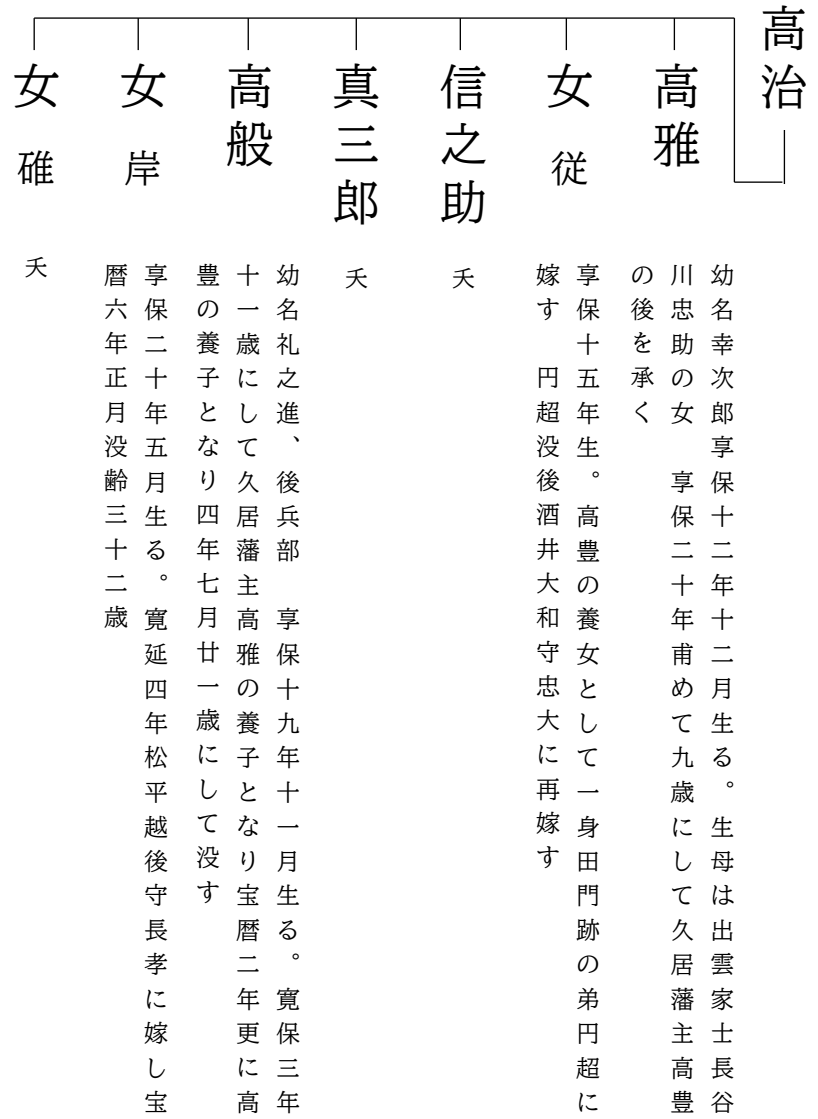
小次郎、後に幸之進と改む。享保八年九月甫

めて十四歳にして久居藩主第三世高陳致任の

後を承けて相続し、大膳亮と称す。享保十三

年六月十一日津藩主高敏の嗣となり、直ちに

遺領相統を許され、久居藩の空位は姪高豊之を継承す。同年十二月高治四品に叙し、十五年侍従に任ぜらる。先代高敏の時より江戸の処士佐善元恭賓師として教導の任に在りしが、十七年に至りて更に奥田士亨を聘して津府の儒員と為せり。藩の文教これより興る。二十年八月二日高治藩に在りて病卒す享国八年、寿を得ること二十六なり。越えて八日幕使増山河内守来り吊して賻金三十枚を賜ふ。寒松院に葬り、長空院殿智風高達権大僧都と諡す。夫人は宗対馬守義誠の女、名は秀、子幸次郎尚幼なり。久居藩主高豊入りて後を承く



第一節 享保時代

天和、貞享の民治革新以来約四十年を経て
享保の末より農民淳樸の美風は次第に消失し、
農村経済の根底に不安を来たさんとするの兆
候稍現はれ、同時に庄屋年寄等に私曲^一を営む
ものあるに至りたれば、高治は之を廓靖^二せん
が為め左の如く申渡さしめて、之を戒勅する
所ありたり。

郷代官より大庄屋へ申渡覚

一村々庄や百姓相守るへき御法度書十七
ヶ条二漏れ候儀は無之候然れとも折々
取違へ候て庄屋共私欲がましき事又は

一 自分の利益になるようにすること。
二 「廓清」のことか。

願訴訟何事によらず相談仕筋は末々水
呑百姓迄も具に可申聞其上にて事を極
め可申筈之处一切百姓共には不申及自
分一人事を極置候儀庄屋權威につのり
役儀を取違候族も可有御座哉別而村々
小入用之儀毎暮帳面割仕立候は、組頭
共へ渡し末々小百姓共寄合遂吟味不審
なる事候は、庄やへ相尋候ていづれも
納得の上銘名に印形押候而差出可申事
一庄や手前我意を立邪道を取行ひ難渋之
品も候は、百姓共早速大庄屋へ訴出可
申事に候押かくし置段々重悪に及ては

村騒動費も多く物入等有之候は、村々
困窮の種二候自今は即刻可申出候且又
百姓の内にて我儘を申無筋公事を申
立連中を催す様なる者候は、一村の妨
に候間無用捨早速役人共へ可申出事

享保十四年四月廿六日

加判奉行

村民が庄屋の私曲を法度に訴告し、為めに庄
屋の廃黜せられし前例一にして足らず。藩は
農民に対して常に同仁一視し、特に細民の権
利を保護するを旨として、既記郷中十七ヶ条
にも明に此の趣旨を規定せり。村政の監察に

一 わけへだてせずに、多くの者を平等に愛
すること。

付ては、之より先き享保七年十二月大庄屋に
対して、『庄屋の私欲にて、地下之迷惑又は
諸事の配当見立等不正直なる様子有之候は、
其の品を書付ひそかに月番の奉行に可申聞：
』と命し、且又大庄屋相互の間にて私曲、
専横、貪欲の事あるを知らは必ず密告すべし
と命ぜしが、爰に至りて右の如く警告して反
省を促し、越えて二年安濃郡清水村庄屋を旌^一
表して他の大小庄屋等に衝動を与へたり。

一清水村庄屋理右衛門儀年来役儀の筋た
まかに相勤候二付村中もよく治り惣百姓
の風俗もよろしく是迄数年公事訴訟等も

無之段偏に理右衛門常々の身持よく公儀
を大切に奉公存候故と別而会感心候依之
此度別紙を以て刀衣服許可候申迄は無之
候得共庄屋役儀ハ惣百姓の手本として其
人からを選び出し申付候者の儀に候へは
冥加に叶ひたる儀難有奉存自今尚以心を
尽し可相勤候
右之通可申渡也

享保十六年三月四日 郡奉行

加判奉行

奥田清十郎へ

然るに享保十七年西南諸国飢饉し、餓孚を出

すこと百九十九万に上り、藩領も虫害激甚にして米穀登らず、忽ち大凶荒となりしかば、藩は一割利一年限の条件を以て民資を借り上げ、之を平高百石二付三両宛の割を以て、無息三年賦にて貸下げしが、考ふる所ありて人別持高に割賦せしめ、宛地小作の者へは割当しめず、又村吏の能く適宜の措置を取りて農民を救済し、此の貸下を請ふを要せさりし養田、丹川、舞出、津屋城、小津の五村へ錢五貫文宛を賜ひて之を旌表せり。而して又一方に於て、高割助免を以て村内救飢の資に充てしめ、翌十八年正月に至りて左の発令を以て

救助の遺漏なきを期図せしめたり。

郷中飢人取扱并小割の書付

一 曾て飢人可有之と相察し去秋高割助免申
付置候へ共村々により夫にて過不足可有
之候条高割助免一分通より内にて済申候
分は其通にて一分通りの米にて行き足り
不申分は村々役人共才覺いたし飢勞不申
候様に可致候尤も其節様子可申出候右入
用の米時々相場を以て代銀に致置可申候
村の費に不成様聞届免札の表へ出し御下
行可致候若村役人力に及ばざる時は支配
の大庄屋より力を添可申候

右之通御領下村々兼てより飢人勞れ不申
候様申付置候へども猶又役人共入念可申
候若し飢勞れ餓死なと有之儀後日に相聞
候はゝ村役人共越度になり可申候間此趣
村役人共迄可申達候以上

享保十八年丑正月 奉行

小割書付

一老人小供にて乞食にも出でざる程の飢人
は五人組切に吟味いたし村より喰させ置
可申事

一乞食に出候者も当年の儀故飢可申候是は
五人組吟味少々づゝあつかひ乞食と両様

にて不飢様に可致候

一草履わらんじ作り又は外のかせぎにても
致候ものは又飢に及び候は、五人組限に
吟味いたし少し宛飢勞不申草履わらんじ
などのかせぎ取続候様可致候

一高相応候へ共当前給物乏しきもの五人組
切に吟味致し借り遣し可申候当暮返済の
筋吟味の上夫々可申付事

右之通五人組限に吟味いたし村役人申談
候上夫々指図可致事

右之通小百姓まで不殘触聞可申旨折目表
に有之

当時窮民の食を道路に乞ひて、辛うじて露命を繋ぐ者多かりしを知るべし。以て凶荒の惨状を想察するに堪えたり。津町及乙部鉢村の飢民に対しては、藩は米穀商人に命しで救助を立替給与せしめ、後に至りて藩より之を弁済せり。藩は又領民の徳義心を喚起し、隣保の相互扶助を以て此の難関を透過せしむるの必要を感じ、左の諭告を発して有資者の同情を促せり

凶年二付郷中町方へ申渡覚

一当年の儀故上より御憐愍を元として村役人末々小百姓貧富の者互に一村限兄弟の

思ひをなし一致申合飢勞の者無之様に可
致事

一村々にて金米所持借し申程の者成事二候
然共借す者はありながら人の世話に不成
とも角も自力に食物等取続申程の者は是
又有之事に候然共来月の心当は無之候て
も当月の心当有之程の者は先づ急難の者
へ今日取替候様に心を合せ可申候夫程の
心掛に候へハ片寄飢勞候程の者は有間敷
候

一右の程にて取替候迎も必手前宜しき故取
替候と申にては曾て無之候段察存候

一右之通にて取替候者は錢百文米一升にて
も亦は過分の米金にても不依多少村役人
へ差遣候帳面に記置可申候証文に不及候
右の帳面村役人へ出し次第当暮上納米同
前に屹度相濟させ可申候

一右之通にて取替候物利足を加へ借し候者
に少も費無之様に相濟させ可申候事

一高直なる米故米にて借し申間敷候間時々
の代金に致候儀借し候者の勝手次第の事
一右之通にて取替候儀別而利足も下利にい
たし不申借し人の費無之様に可致候左候
へは差而借し候者の奇特なる事は無之候

抔と心得違申間敷候当年の儀故奇特なる
事に候間追而村々より取替候帳面可差出
候見届候様に可致候

一右之通にて随分励候ても村の力に及ばざ
る村も可有之候然る時は支配の大庄屋へ
可申出事

享保十八年正月

右同年二月又々入念候様に町郷中へ御触
有之

斯くて七月朔日、津領内町年寄大庄屋が能く
藩命を服膺して飢民救済の事に善処したるを
賞して、白銀一枚宛を賞賜し、又米穀金錢を

供して飢民を賑恤したる篤志者、津府立合町
天淵尼、弁財町速眼、同町安西、阿漕町厭世
菴に白銀二枚宛、津町人七十九名に対し白銀
二十枚、津領三十三村に金二十両一分を授与
せり。而して又同日麦作不熟の故を以て、金
三千両内二千両は正金一
千両は奉行切印を津領郷村に貸附し、十一
月に至りて尚不作なればこて貢租の六分を免
し、翌十九年十一月同一の理由を以て切印金
三千両を貸与せり。而も連年の凶作に、農民
の創痍は享保二十年に至りても尚癒えさりし
かは、藩は又貢租を減し、且貸下の償還を猶
予して之を救済せり。

第二節 学者の任用

一 「こじゅう」と読む。高い身分の人のお供をすること。

高治は先代高敏の聘用したる佐善元恭を崇信し、又奥田士亨を採擢して藩の儒職となせり。元恭は因幡鳥取の人にして、通称を新九郎といひ、雪溪と号す。嘗て松平伊賀守に仕へしが故ありて辞して江戸に移住し、帷を下谷に下せしを、正徳元年先代高敏に召されて、賓師として十人扶持を給せらる。高治支藩に在りし時屢其の進講を聴きしが、津藩相続の後、^一後には愈之を敬信し、命じて扈從して津府に來らしめしこと前後二回なりき。元恭の師承学統は明ならざるも、其の学説は朱子を奉せず、

又古学にも同せずして、自から一個の定見を
持し、和漢に通じ古今を博綜し、人情を察し
時務に達し、実践有用を主義として空論浮文
を排し、士流を以て自ら居て儒家を称せず、
子弟を導くに空漠高遠なる經書の講解を以て
せずして、士人日常の処世、藩国統治の実務
に付いて指授せしかば、従遊の士皆嚮服して
実用の才となる。藩士の門人名簿に名を列す
る者藤堂仁右衛門、藤堂数馬、藤堂隼人、朱
雀頼母、久世氏美等の能吏を始めとし、其他
山中、島川、西川、葛原、安並、小南、柳田
の諸人六十余人に余れり。其の一藩に崇信せ

られたるを知るべし。元恭藩治経綸に付て精透の識見を有し、所述肯綮^一に中り、以て高治を輔導したること多し。其の高治に呈したる存念書二十八条は頗る実務に緊切なるものなり。今其の数項に付て要旨を約説すれば次の如し

一 上流の士の善悪は人別帳を一見すれば判

明す 女子を使ふこと少数にして譜代の

郎党を多く有するは武のたしなみある士

なり 之に反するは色好か奢りか 但し

は女房にまかれたる懦弱^二の士なり

一国に武技の達人あれば武技流行し 暮、

一 「こうけい」と読む。物事の急所・要所をいう。
二 「だじゃく」と読む。弱い。無気力。

将棋、歌、鞠の上手あれば亦流行す　さ
れば先づ武伎を流行せしめ而る後に学文
を行はれさせたきものなり　但兵学を好
むものは表裏多くして大平の世には主君
の為めにはならぬもの也

一親孝行を旌表するは至極善きことにて

何れの国も之を行ふ　されど同時に親不
孝を罰するにあらざれば孝道の普及を求
め難かるべし

山林を植栽して之を繁茂せしめ　村里に
は竹藪を仕立させ　川原堤坊には柳を植
ゑて国土を経営し　溜池には蓮を作らせ

て觀賞兼食用の両様利益を挙くるに注意すべし

一 五十歳以内にして養子を迎ふことは之を禁するに如かず 実子出来たりとて養子を放逐するが如き乱俗の発生を予防せざるべからず

一 大名の城下は嚴肅を旨とすれば自おから無味乾燥となり易し

公園を作り花木を植ゑ風景を整へ 庶民の觀樂に供して慰安と恬樂とを与ふるを可とす

一名張の藤堂宮内は藤堂家に取りては特に

親敬を尽くさるへき家筋なり、此事特に

注意せざるべからず

後年津坂孝緯が藩主高兌に建議して、千歳山公園を開創せしは、実に元恭の此説に発明する所ありしなり。元恭は儒学者としても識見非凡にして、往々前人未発の創見あり、後年猪飼敬所、斎藤正謙、土井有恪等の藩儒は齊しく之を讃称し、川村尚迪、平松正愨等は最厚く之を信奉せり。以て其の学識の優越を知るべし。元恭は高治卒後延享二年九十歳にして没す。次代高豊も亦之を敬信し。次子元熙を併せ聘して進講せしめしが、其の子元真を

禄して徒士組と為せり。元恭の第三子有賀仲包及元恭の弟元行の孫元貞、元熙の長子元徳は久居に仕ふ。

奥田士亨は豊原村大庄屋奥田士救の子なり。

通称総四郎、後ち清十郎と改む。蘭汀又三角

と号す。享保六年^一笈を負^一びて京都に赴き、伊

藤東厓の門に入りて学ぶ。親炙^二十年、学成り

て帰り、享保十六年年齡二十九歳にして擢て

られて儒員に任じ、十人扶持を給せらる。兄

士礮登庸せられて代官に任じ、禄百石を給せ

られ、其の致仕するに及びて士亨其の嗣とな

りて禄を襲き、遂に藩学隆興の祖を為すに至

一 故郷を離れた土地に遊学する意。

二 「しんしゃ」と読む。ある人に親しく接して、その感化を受けること。

れり。

高治の在職期間は僅に八年に過ぎず齡二十六歳にして没したれば、事蹟の著明なるものなしと雖も、其の儒学を尊信し治務に意を注ぎつゝありしは明なり。其の人と為りの一斑を窺ふへきもの左の挿話あり、

……本源若神田通射を善くし其の蘊奥一を極め

長空公の師と為り殊遇を受け別に五十石を給せらる 公恒に其の百発百中を称す

一日其の射を観る 既に勾する時卒然として問ひて曰く 人言ふ昨宵卿藤枝倡楼に登ると真なりやと 其の照準を誤ら

一 「うんおう」と読む。学問などの奥義。深い造詣。

んと欲して之に戯むる也 本源自若として聞かざるが如く 之を発ちて正鵠に中て 弓を舍きて対へて曰く敢てせざる也と 公嗟嘆之に久し

（町井治著耕雲神田先生行状）

長空院様の時神尾六郎左衛門律義強情の者にて御将棋の相手に召され 此手待てといへと待ちませぬといふ 是非待てといへば 御前なる故決して待ちませぬといふ 如是の事積りて伊賀へ移されたり 後に長空院卒去せられ其の手箱の裏より軍の備立幾枚が出でしか 其のいづれ

にも小荷駄奉行には神尾を擬しありたり
之を聞きたる神尾は為めに感泣せりと
ぞ
(平松樂齋著西涯見聞録)

兵糧を駄馬などによって運送し、必要時にこれを分配する役職。戦陣や行軍の陣末にあり、接戦を目的とする官職ではないが、進退不便な駄馬隊を指揮し、しかも敵の急襲をうけることも少なくなかった。練達の武将を任ずるのがならい

高治年譜							
	享保 一三	吉宗	六月紹封。九月浅草防火使を命ぜらる。十二月獵儀進奉				
	一四		三月西帰。九月大坂邸内の大石を幕府に献す				
	一五		二月江戸失火。染井邸類焼す。九月東観、浅草防火使を命ぜらる。十二月牛島邸失火				
	一六		四月西帰				
	一七		四月東観。十二月三緑山防火使を命ぜらる。此歳奥田三角を辟す				
	一八		四月日光廟参詣。中山道より帰封				
	一九		四月東観。六月大坂邸内大石を幕府に献す。				
	二〇		四月西帰。八月二病卒				

寛政
二年 提出高治系譜

六代目

藤堂大学頭高治

初幸之進本家相続之節大膳亮

一 享保八癸卯年九月十三日十八歳二而分家家
督相続被仰付同廿六日大膳と更名仕候

一 同年十二月十八日叙爵被仰付大膳亮と更名
仕候

一 享保十三戊申年六月十一日高敏奉願候通養
子被仰付遺領拝領仕候

一 同六月十五日大学頭と更名願之通被仰付候
一同七月朔日登城仕相続之御礼申上候節不相

替蒙御懇之上意如先格家来七人御目見被仰
付候右之節一人者当病二付罷出不申候

上意之御書付

先祖御奉公之筋目被思召之条弥存入

可相勤旨上意に候

一享保十三戊同年十二月廿一日被叙四品候

一享保十五庚戌年十二月十八日被任侍従候

一同二十乙卯年八月二日廿六歳二而於国許病

死仕候

一同八月八日為上使以増山河内守御香奠白銀

三十枚拝領仕候

(備考) 公辺へは宝永三丙戌年出生と届出、事実より長すること四年